

昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行規則

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の規定に基づき、及び沖縄振興開発金融公庫法を実施するため、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第一条の三第一項第三号及び第五号、第四条第二号並びに第十条第一項及び第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則を次のように定める。

（法第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者）

第一条 沖縄振興開発金融公庫法（以下「法」という。）第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

（法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関）

第一条の二 法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関は、次項に定める場合を除き、次に掲げるものとする。

- 一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第一条の四において同じ。）長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第一条の四において同じ。）、信用金庫及び労働金庫
- 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 保険会社
- 五 次に掲げる要件を満たす者
 - イ 農林漁業者（沖縄振興開発金融公庫法施行令（以下「令」という。）第二条第一号及び第二号に掲げる者をいう。）又は中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 法人である貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。
- 2 法第二十一条第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が受託した独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号又は第二号に規定する業務及びこれらに附帯する業務を委託する場合にあつては、法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

一 無尽会社

二 法人である貸金業者

（業務方法書の記載事項）

第一条の三 法第二十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 貸付けに関する事項

- イ 貸付金の使途
- ロ 貸付けの相手方
- ハ 利率
- ニ 償還期限
- ホ 据置期間
- ヘ 貸付金額の限度
- ト 担保
- チ 保証人
- リ 貸付けの方法
- ヌ 償還の方法
- ル イからヌまでに掲げるもののほか、貸付けに関し必要な事項

二 債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）に関する事項

- イ 債務の保証に係る資金の使途
- ロ 債務の保証の相手方
- ハ 債務の保証の範囲
- ニ 債務の保証の料率
- ホ 債務の保証の期間
- ヘ 債務の保証の履行の方法
- ト イからヘまでに掲げるもののほか、債務の保証に関し必要な事項

三 社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の取得に関する事項

- イ 社債の発行者
- ロ 社債の取得により供給する資金の使途
- ハ 社債の取得の限度額
- ニ 社債の取得の方法
- ホ 利回り
- ヘ 償還期限
- ト 担保

- チ 保証人
- リ イからチまでに掲げるもののほか、社債の取得に関し必要な事項
- 四 貸付債権の譲受けに関する事項
 - イ 貸付債権の譲受けの方法
 - ロ 利回り
 - ハ 償還期限
 - ニ 据置期間
 - ホ 償還の方法
 - ヘ 担保
 - ト 保証人
 - チ イからトまでに掲げるもののほか、貸付債権の譲受けに関し必要な事項
- 五 出資に関する事項
 - イ 出資の相手方
 - ロ 出資の限度額
 - ハ 出資の方法
 - ニ 出資により取得した株式又は持分の処分
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、出資に関し必要な事項
- 六 法第十九条第一項第一号の三の業務に関する事項
- 七 法第十九条第一項第八号に規定する株式又は持分（以下「株式等」という。）の取得に関する事項
 - イ 株式等を取得する相手方
 - ロ 株式等の取得の総額
 - ハ 株式等の種類等
 - ニ 株式等の処分方法
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、株式等の取得に関し必要な事項
- 八 業務の委託に関する事項
 - イ 委託の範囲
 - ロ 委託手数料
 - ハ 受託業務に関する費用
 - ニ 受託金融機関の義務
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、業務の委託に関し必要な事項
- 九 その他の業務に関する事項

（法第二十六条第二項の主務省令で定める金融機関）

第一条の四 法第二十六条第二項の主務省令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫とする。

（令第一条の三第一項第五号ホに規定する主務省令で定めるとき）

第二条 令第一条の三第一項第五号ホの主務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

- 一 令第一条の三第一項第五号ホ（１）に掲げる場合 次に掲げるとき。
 - イ 住宅部分を有する家屋（以下この条において「住宅家屋」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九条第一項の規定による除却の命令を受けたとき。
 - ロ 住宅家屋について次に掲げる法律の規定による勧告（当該住宅家屋の除却を実施すべき旨のものに限る。）を受けたとき。
 - （１） 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第七十六条第一項
 - （２） 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第九十二条第一項
 - ハ 住宅家屋について除却する必要がある、かつ、当該住宅家屋の敷地の全部又は一部が次に掲げる区域に含まれるとき。
 - （１） 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第二項第一号に規定する区域
 - （２） 建築基準法第三十九条第一項の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第二項の規定により当該区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止が定められた区域に限る。）
 - ニ 住宅家屋について除却する必要がある、かつ、当該住宅家屋について除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定したとき。
- 二 令第一条の三第一項第五号ホ（２）に掲げる場合 次に掲げるとき。
 - イ 住宅家屋について建築基準法第九条第一項の規定による移転の命令を受けたとき。
 - ロ 住宅家屋について前号ロ（１）又は（２）に掲げる法律の規定による勧告（当該住宅家屋の移転を実施すべき旨のものに限る。）を受けたとき。
 - ハ 住宅家屋について移転する必要がある、かつ、当該住宅家屋の敷地の全部又は一部が前号ハ（１）又は（２）に掲げる区域に含まれるとき。
 - ニ 住宅家屋について移転する必要がある、かつ、当該住宅家屋について移転その他これに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定したとき。

（令第一条の三第一項第七号に規定する耐火建築物等）

第三条 令第一条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める建築物は、次の各号に該当する建築物とする。

- 一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。
- 二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
- 三 前二号に定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。
- 2 令第一条の三第一項第八号に規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。
 - 一 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあつては三分の一）以上であること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 次に掲げる要件に該当すること。

(1) 敷地面積が五百平方メートル以上であること。

(2) その敷地内に次に掲げる要件に該当する空地又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める空地を有すること。

(i) 建築基準法第五十三条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（以下「建ぺい率限度」という。）が定められている場合にあつては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該建ぺい率限度を減じた数値に十分の二を加えた数値以上であること。

(i i) 建ぺい率限度が定められていない場合にあつては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であること。

ロ 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え（現に存する建築物を除却するとともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。）により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。

ハ 施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、敷地面積が三百平方メートル以上であること。

（令第四条第二号に規定する基準）

第四条 令第四条第二号に規定する主務省令で定める基準は、生活衛生関係営業者が営む当該営業に現に使用されている者であつて当該営業又は当該営業と同一の業種に属する営業に通算して六年以上使用されているものであることとする。

（住宅地債権積立者の募集及び選定）

第五条 公庫は、住宅地債権令（昭和三十八年政令第四百四十六号）第四条に規定する住宅地債権積立者（以下「積立者」という。）を選定しようとするときは、募集の方法によつてしなければならない。

2 前項の募集に当たつては、次の各号に掲げる事項を広告するものとする。

一 積立者が引き受けることとなる沖縄振興開発金融公庫住宅地債権（以下「住宅地債権」という。）の申込みの期日

二 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ 区分所有者団体引受住宅地債権（住宅地債権令第一条第二項に規定する区分所有者団体引受住宅地債権をいう。以下同じ。）以外の住宅地債権に係る積立者を募集する場合 積立者が引き受けることとなる住宅地債権についての割引率、額面金額及び払込額（積立期間（住宅地債権の募集の広告の日から最終払込みの日までの期間をいう。以下この号において同じ。）内に金融情勢の変化による割引率の変更及びそれに伴う額面金額又は払込額の変更があるものとして募集する場合は、それぞれ当該募集の広告の日における割引率、額面金額の予定額及び払込みの概算額（当該募集の広告の日における割引率により計算して得られる払込額をいう。）とし、積立期間内にこれらの変更を行うことがある旨を付記するものとする。）

ロ 区分所有者団体引受住宅地債権に係る積立者を募集する場合 積立者が引き受けることとなる住宅地債権についての利率（積立期間内に金融情勢の変化による利率の変更があるものとして募集する場合は、当該募集の広告の日における利率とし、積立期間内にその変更を行うことがある旨を付記するものとする。）、額面金額及び払込額

三 積立者が引き受けることとなる住宅地債権についての払込みの方法

四 積立者が引き受けることとなる住宅地債権の償還期限その他住宅地債権の償還に関する事項

五 積立者が引き受けることとなる住宅地債権の利息の支払の方法及び期限（区分所有者団体引受住宅地債権に係る積立者を募集する場合に限る。）

六 当該募集に係る積立者の数（区分所有者団体引受住宅地債権に係る積立者の募集にあつては、当該募集に係る積立ての口数）

七 前各号に掲げるもののほか、公庫が必要と認める事項

3 次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 前項第一号の期日 次条の規定による積立者の選定の日から適当な期間において、その者の第一回の申込みの期日を定め、当該期日から、おおむね等しい期間において、原則として毎年二回（区分所有者団体引受住宅地債権にあつては、毎年一回）となるように定めること。

二 前項第二号の払込額 各回おおむね均等額となり、かつ、その合計額がおおむね二百二十万円から六百六十万円まで（区分所有者団体引受住宅地債権にあつては、五百万円）となるように定めること。

第六条 公庫は、前条第一項の募集に応じた者の数（区分所有者団体引受住宅地債権に係る募集の場合にあつては、募集に応じた者が希望する積立ての口数の合計）が同条第二項第六号に規定する当該募集に係る積立者の数を超える場合においては、抽せんその他公正な方法により積立者を選定しなければならない。

（積立手帳）

第七条 公庫は、前条の規定により積立者を選定したときは、積立者に第五条第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅地債権の積立者にあつては、その住所及び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

2 公庫は、積立者の住所又は氏名（区分所有者団体引受住宅地債権の積立者にあつては、その住所若しくは名称又は管理者若しくは理事の住所若しくは氏名）に変更があつたときは、公庫の定めるところにより、その者に届け出させるものとする。

3 公庫は、積立者が手帳を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公庫の定めるところにより、公庫に再交付を申請させるものとする。

4 公庫又は公庫から住宅地債権の発行に関する事務の全部若しくは一部の委託を受けた者は、積立者であることを確認することが必要である場合においては、その者の手帳を呈示させるものとする。

（住宅地債権申込証の記載事項）

第八条 住宅地債権令第三条第一項に規定する主務省令で定める事項は、手帳の記番号とする。

（住宅地債権発行の認可申請書の記載事項）

第九条 住宅地債権令第九条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、区分所有者団体引受住宅地債権以外の住宅地債権の場合にあつては当該年度に住宅地債権を引き受けることとなる積立者（当該年度において第六条の規定により積立者を選定しようとする者を含む。以下この条において同じ。）の総数及び当該積立者が引き受けることとなる住宅地債権の申込みの回数により区分した数

とし、区分所有者団体引受住宅地債券の場合にあつては当該年度に区分所有者団体引受住宅地債券を引き受けることとなる積立者に係る積立ての総口数とする。

(公庫の運営に対する配慮)

第十条 主務大臣は、公庫の業務の円滑な運営を図るため適当と認められる人的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第三十八条の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。
- 3 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成八年総理府・大蔵省令第二号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲渡についての第二十七条の規定の適用については、同条中「二年以内に住宅若しくは利便施設の建設」とあるのは、「三年以内に住宅の建設に着手しないとき若しくは二年以内に利便施設の建設」とする。
- 4 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成九年総理府・大蔵省令第二号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲渡についての第二十七条の規定の適用については、同条中「第十九条第一項第三号イ又はロ」とあるのは「第十九条第一項第三号イ」と、「三年以内」とあるのは「四年以内（譲受人が、公庫が主務大臣の承認を得て定める者である場合にあつては、六年以内）、譲受人が同号ロの規定に該当する者である場合にあつては、正当な理由がなく当該土地又は借地権の目的となつていない土地に譲渡を受けた日から三年以内」とする。
- 5 公庫が沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十年内閣府・財務省令第十一号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第三条の二第一項第二号の規定の適用については、「十分の二」とあるのは「十分の一」とする。
- 6 公庫が沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十一年内閣府・財務省令第三号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第三条の二第一項第二号の規定の適用については、「五百平方メートル」とあるのは「三百平方メートル」とする。
- 7 公庫が沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十一年内閣府・財務省令第四号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第三条の二第一項第一号の規定の適用については、「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

附 則（昭和四十八年五月二日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年一〇月五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月三十一日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月一〇日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行し、昭和五十年八月一日以後に発生した災害から適用する。

附 則（昭和五一年五月一四日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行し、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、昭和五十一年五月十日から適用する。

附 則（昭和五一年六月二五日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月一〇日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年五月三〇日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年四月二五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年五月一九日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年四月一五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月三〇日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行し、改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、昭和六十年五月一日から適用する。ただし、改正後の同規則第二十九条第一項の規定は、沖縄振興開発金融公庫が同日以後に資金の貸付けの申込みを受理したのから適用するものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年八月一五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年四月二三日総理府・大蔵省令第二号）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したのから適用するものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年六月一五日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月八日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月二八日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月一日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年二月一四日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月二一日総理府・大蔵省令第二号）

（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則第十五条及び第三十一条の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの命令の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したのから適用するものとし、沖縄振興開発金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年六月二六日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一一月二八日総理府・大蔵省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一二月二〇日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月一九日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項第八号を削る規定は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成五年六月二五日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一二月二七日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月一五日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日総理府・大蔵省令第一号）

（施行期日）

- 1 この命令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫が平成七年四月一日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、沖縄振興開発金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成七年一一月一〇日総理府・大蔵省令第二号）

（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの命令の施行の日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、沖縄振興開発金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成八年五月一一日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年二月二五日総理府・大蔵省令第一号）

（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの命令の施行の日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、沖縄振興開発金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一二日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月九日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月二一日総理府・大蔵省令第一五号）

（施行期日）

- 1 この命令は、平成十年十一月二十日から施行する。

（経過措置）

- 2 この命令の施行の際中高層階住居専用地区に関し、決定されている都市計画又は行われている都市計画の決定若しくは変更の手続は、この命令による改正後の沖縄振興開発金融公庫法施行規則第三条の二第一項第一号に規定する特別用途地区に関する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手続とみなす。

附 則（平成一〇年一二月一八日総理府・大蔵省令第五九号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日総理府・大蔵省令第二七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一日総理府・大蔵省令第五〇号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月二六日総理府・大蔵省令第四三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二八日総理府・大蔵省令第六二号）

この命令は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年八月三日内閣府・財務省令第六号）

この命令は、平成十三年八月五日から施行する。

附 則（平成一三年一月二八日内閣府・財務省令第八号）

この命令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月三十一日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二七日内閣府・財務省令第六号）

この命令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二七日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日内閣府・財務省令第六号）

（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第三条の二第一項第二号の規定は、公庫がこの命令の施行の日以後に申込みを受理した資金の貸付け（その建設について同日前に公庫の承認を受けた建築物（以下この条において「公庫承認済建築物」という。）を購入する者に係るものを除く。）から適用するものとし、公庫が同日前に申込みを受理したもの（公庫承認済建築物を購入する者に係る資金にあっては、同日以後に申込みを受理したものを含む。）については、なお、従前の例による。

附 則（平成一五年六月一日内閣府・財務省令第九号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年六月三〇日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月二一日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月二五日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月三〇日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日内閣府・財務省令第九号）

（施行期日）

- 第一条** この命令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「法人であつて一般社団法人又は一般財団法人であるもの」に、「同条の法人」を「法人であつて一般社団法人又は一般財団法人であるもの」に改める部分並びに第二十八条の二の改正規定中「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「設立した法人であつて一般社団法人又は一般財団法人であるもの」に、「同条の規定により設立した法人」を「設立した法人であつて一般社団法人又は一般財団法人であるもの」に改める部分は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（業務方法書に記載すべき事項に関する経過措置）

- 第二条** 法第二十二條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、公庫が株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）附則第六条に規定する業務を行う場合には、次のとおりとする。株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第六条の規定に基づき同法第二十九条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務に関し必要な事項

附 則（平成二〇年一月二二日内閣府・財務省令第一一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年四月三〇日内閣府・財務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年六月五日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日内閣府・財務省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年九月二〇日内閣府・財務省令第二号）抄

（施行期日）

- 1 この命令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附 則（平成二六年一月二四日内閣府・財務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日内閣府・財務省令第六号）

この命令は、沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三日内閣府・財務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の廃止）

第二条 沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令（昭和四十八年総理府・大蔵省令第二号）は、廃止する。